さくらねこ無料不妊手術チケット発行申込書

　　年　　月　　日

田尻町長　　　　　　　様

住　　　所

氏　　　名

　　又は

団　体　名

 　代表者氏名

電話番号

さくらねこ無料不妊手術チケットの発行を受けたいので、誓約事項を遵守し、下記のとおり申込します。

記

１　捕獲場所

田尻町　　　　　　　　　　　　番地

２　申込枚数

　　　　　　　　　　　枚 【内訳】　オス 　　　 頭　　メス　　 　 頭

３　希望する協力病院　　　第１希望

　　　　　　　　　　　　　第２希望

【特記事項】

　※公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊去勢手術チケットを配布す

　るため、申込枚数の交付ができない場合があります。

【誓約事項】

１　公益財団法人どうぶつ基金の「行政枠さくらねこＴＮＲ事業　協働登録申請書　改訂版」の同意事項（以下、「同意事項」という。）を順守します。

２　町内に生息する猫のみを対象とし、誤って飼い猫に不妊手術を行うことがないよう地域住民に周知を図り、野良猫と判断できたものだけを保護します。

３　チケット及びチケットの使用権の譲渡、転売、再々配分、チケットの利用を条件にした

（裏面へ続く）

手術費用や寄付の請求、ＴＮＲの代行費用（捕獲費、運搬費など）の請求及びこれらに準じた行為は行いません。

４　希望通りの枚数のチケットが交付されないことがあることを理解し、異議を申し立てません。

５　不妊手術の際には猫の耳先をＶ字カットすることに同意します。また、耳先にＶ字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらうよう理解普及に努めます。

６　不妊手術終了後は、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書を提出し、利用しなかったチケットは返却します。

７　チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任をもって対応します。当事者間で問題解決を図り、また、本事業に関連して生じた事故又は係争等について、町は責任を負わないことを了承します。また、チケットの配付によって、猫の避妊手術ができることを町が保証するものではないことを了承します。

８　不妊手術終了後も、地域住民や活動団体と連携して、地域猫として適正に管理します。

９　以上のことが守られず、利用方法が著しく不適当と認められた場合は、チケット配布決定の取消し、又は返還の求めに応じるとともに、次回以降配布が停止されても異議は申し立てません。